

(総則)

第1条 受注者は、頭書の物品を頭書の契約金額をもって、頭書の期限内に納品書を添えて納入しなければならない。

2 納入物品は、見本、仕様書又は図面等によるものとし、明示していないもの又は疑義を生じたものについては、発注者の指示に従うものとする。

(納入期限の延長)

第2条 受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をなすことができる。

2 前項の願出は、納入期限内にしなければならない。

3 発注者は、第1項の願出が正当であると認めたときは、これを承認し、第8条の延滞違約金を免除することができる。

(検査)

第3条 納入物品は、すべて発注者の行う検査に合格したものに限る。検査は、品質、性能及び数量検査とし、事情に応じて品質、性能検査を省略することができる。

2 前項の検査は、受注者が物品を搬入した日から10日以内に行なわなければならない。検査に要する費用及び検査のための変質、変形又は消耗き損したものはすべて受注者の負担とする。

3 受注者は、発注者の指定する日時及び場所において検査に立ちあわないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(不合格品の処置)

第4条 検査の結果、不合格品と決定した物品については、受注者は遅滞なくこれを引取りすみやかに代品を納入しなければならない。

2 前項の場合、特に1回限り発注者は相当日数を指定して引換え、又は手直しの期間を認めることができる。この引換え又は手直しが終了したときは、さらに届出て検査を受けなければならない。

3 第1項の不合格品があっても、その不良の程度が軽微で発注者が使用上支障がないと認めるときは、契約金額を相当減額のうえ、これを採用することができる。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、検査に合格したときから受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害はすべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失によって生じた損害は発注者が負担し、天災地変その他避けることのできない非常災害によるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

2 物品の容器及び包装等は、特別の契約のないときは発注者の所有とする。

(契約不適合責任)

第6条 発注者は、受注者から物品の引渡しを受けた後、当該物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）場合、発注者は受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者は、同項の規定する履行の追完の請求（以下、「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告したにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行期間内の履行の追完が不能である、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確にしている、その他発注者が催告しても履行期間内の履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、発注者は、何らの催告なくして契約金額の減額請求をすることができる。

4 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、受注者に対して、前2項の請求をすることができない。

5 受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない当該物品を発注者に引き渡した場合において、その不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者

は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引き渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(代金の支払い)

第7条 契約金額は、検査に合格した後受注者の請求により発注者が適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 発注者は前項の期限内に代金を支払うことができないときは、遅滞日数に応じ、この契約を締結した日における支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅滞利息を受注者に支払わなければならない。

(遅滞料)

第8条 受注者は、期限内に物品の納入を終了しないときは、未済部分に相当する金額について、遅延日数に応じ、この契約を締結した日における支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した違約金を納付するものとする。

2 第4条第2項による引換え又は手直しが指定した期間後にわたるときは、前項の規定により違約金を納付するものとする。

3 前2項の違約金徴収日数の計算については、納期限の翌日から物品搬入の日までとする。

(契約の変更)

第9条 発注者は必要があるときは受注者と協議の上、本契約の内容を変更し、又は納入の中止をなすことができる。

2 前項の場合において契約金額を増減する必要があるときは、内訳書の単価により算定し、もしこれによることが発注者において不相当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、発注者の相当と認める金額によるものとする。

(発注者の解除権)

第10条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、何ら催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 発注者の都合により本契約の解除を必要とするとき。

(2) 受注者から本契約の解除の申し入れがあったとき。

(3) 受注者が納入期限内に本契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき。

(4) 受注者が本契約条項に違反したとき。

(5) 発注者が行う物品の検査に際し、受注者又はその代理人等が係員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為があると認めたとき。

(6) 受注者（受注者が企業共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(7) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

ウ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条による刑が確定したとき。

（受注者の解除権）

第 11 条 発注者が本契約に定める義務に違反したことにより、本契約の目的を達成する見込みがないとき、受注者は本契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第 12 条 受注者が、第 10 条の第 2 号から第 7 号までの規定に該当することにより本契約が解除されたときは、受注者は発注者に本契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を支払わなければならない。

2 受注者は、前項の違約金のほか発注者に損害を及ぼしたときは、発注者と受注者とが協議のうえ、その損害額を発注者に支払うものとする。

3 本契約を解除した場合において、発注者は履行部分に対して相当と認める金額を支払い、引渡しを受けることもある。その他のものについては、受注者は遅滞なく引取るものとする。

（損害賠償）

第 13 条 受注者は、第 10 条第 1 号又は第 11 条の規定により本契約を解除された場合で、受注者に損害を生じたときは、発注者に対してその損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に文書により請求しなければならない。

3 第 1 項の損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（物価の変動）

第 14 条 契約締結後において物価の変動があつて契約金額が著しく不当となった場合は、その事情に応じて発注者と受注者とが協議のうえ、契約金額、納期、その他本契約に定める条件を変更することができる。

（権利義務の譲渡）

第 15 条 受注者は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、発注者の承認を受けた場合並びに信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

（協議）

第 16 条 受注者は、本契約条項のほか砺波市財務規則を遵守するものとし、もし、疑義を生じたときは発注者と受注者とが協議して定めるものとする。